

帝室制度審議会と鷗外晩年の業績

大塚美保

## The Imperial Institution Council and MORI Ogai's Works in His Last Years

---

MORI Ogai was appointed President of the Imperial Museum and Chief of the Imperial Household Archive in December 1917, and then assigned to the Imperial Institution Council as an associate member in January 1918. Ogai served the council for four and a half years, until his death in 1922, in the capacity of Chief of the Imperial Household Archive. This council was charged with the responsibility of enacting new laws to construct the imperial household system.

In the first part, this paper briefly describes the council and its prehistory. Then, it discusses several bills (e.g. the Imperial Rites Act, the Imperial Funeral Act) that the council deliberated upon and the controversies in which it was involved (e.g. a dispute with the Supreme Council [Sumitsuin] about the political marriage between Korean Prince Yi Eun and Japanese Princess Masako) during Ogai's term of office. Based on his diary and letters, this paper also explains how Ogai participated in these deliberations and dealt with the controversies.

In the second part, the paper discusses Ogai's later works, such as *A Study on Emperors' Posthumous Names*, *A Study on Era Names*, and a series of letters to KAKO Tsurudo in 1920, which discuss social policy to guard against the rise of Communism. In the first two studies, we find a fortunate congruence between Ogai's academic passion and his official mission. Regarding the letters to KAKO, his participation in the Imperial Institution Council activities suggests a new thinking on the part of Ogai, that the nation and the imperial family were the systems that could be transformed and had the potential for improvement.

1 はじめに

鷗外森林太郎の晩年の業績はいまだ十分に論じられていない。文学者・研究者としての業績のみならず、官人としての業績も同様である。ここで晩年と呼んだのは、鷗外が帝室博物館総長兼図書頭ずしょのかみとして過ごした、大正六年（一九一七）末から大正十一年（一九二二）七月の死去までの約四年半である。鷗外は大正五年四月に陸軍省医務局長を辞任し官界を退いたが、在野の文筆家としての活動二年弱の後、大正六年一二月末に帝室博物館総長兼図書頭に任命され、再び官界の人となった。以降、鷗外は、月水金曜は上野の帝室博物館に、火木土曜は麴町区三年町の図書寮に出勤し、これら二つの組織の長を兼任した。

帝室博物館と図書寮はともに宮内省の下部組織である。前者は皇室の藏品・宝物を管理する部門であり、鷗外在職当時は東京・京都・奈良の三つの帝室博物館（奈良帝室博物館は正倉院を含む）と上野公園および上野動物園を併せた組織だった。後者は皇統譜をはじめ、皇室関係の記録や文書を編修・管理する部門である。このように晩年の鷗外は、皇室関係の政治・行政に近しく参与していた。それまでの臨時宮内省御用係としての非常勤勤務（大正二年一月～六年一二月）とは比較にならない密な関わり方だったといえる。

この時期の鷗外は文学作品と呼びうる書き物をあまり残さなかったが、その一方で、皇室および国家の体制、その歴史に関するいくつかの重要な仕事を残した。図書頭として自ら調査・執筆に当たった『帝諡考』『元号考』、学生時

代以来の盟友・賀古鶴所あての書簡群における社会政策研究などがそれである。『帝諡考』は「神武」から「明治」に至る歴代天皇の諡号（おくり名）の出典を考証した書、『元号考』は「大化」以来の日本の年号の出典を考証した研究で、いずれも天皇家と国家の体制、およびその歴史に深く関わっている。賀古鶴所あて書簡群での鷗外は、ヨーロッパ諸国における君主制の崩壊、国内における階級対立の激化、デモクラシーの高まりといった内外情勢を見据えつつ、日本社会において革命を回避し、富の適切な分配を実現するための、「国体ニ順応シタル集産主義」（大正八年二月二四日、賀古宛書簡）の可能性を模索した。こうした変革の可能性の模索、その背景には、「今ヤ帝王ノ存立セルハ、日本ト英吉利トノミト相成候」「只今ヨリノ政治上ノ局面ハ、下ス所ノ石ノ一ツドクガ帝室ノ運命問題ニ関スルヲ覚エ候」（大正七年一月二三日、賀古宛書簡）といった、皇室と国家の今後のあり方を問う意識があった。

これら鷗外晩年の仕事は、その契機や認識を宮内官としての諸経験から吸い上げていたと推測される。では、帝室博物館総長兼図書頭としての鷗外は、何をなし、何を知り、何を問うたのだろうか。このうち、帝室博物館総長としての事蹟は山崎一穎<sup>(1)</sup>、須田喜代次<sup>(2)</sup>らの先行研究、『東京国立博物館百年史』（東京国立博物館編集・発行、一九七三年）等により、かなり明らかになっている。だが、図書頭としての側面についてはなお不十分と言わざるを得ない。本稿はこの不十分な面の補完をめざすが、その際、鷗外が図書頭の職責の一環として出席していた帝室制度審議会に注目する。同審議会と鷗外の関わりを取り上げた先行研究は管見の限りない。以下、帝室制度審議会について、鷗外のそれへの関与について、具体的に記述した上で、鷗外晩年の仕事がどのように捉え直せるか考えたい。<sup>(3)</sup>

鷗外本文の引用は、とくに断りのない限り、『鷗外全集』（岩波書店、一九七二〜七五年）に拠り、必要に応じてその第二刷（一九八六〜九〇年）を参照する。本文および資料の引用に際し、旧漢字を新漢字に、異体の仮名を今日通用の字体に改め、ルビ・傍点等は原則として省略する。句読点がなく読みづらい文章には適宜句読点を補う。引用中の傍

線および〔 〕内注は稿者が付したものである。

## 2 帝室制度審議会とその役割

### 2・1 鷗外の帝室制度審議会御用掛着任

帝室制度審議会は、皇室（以下、天皇および皇族の総称として用いる）に関する諸法令を起草・審議し、制定に向けて準備するための組織であり、法律の整備を通じて皇室のあり方を制度的に明確化する役割を負っていた。大正五年（一九一六）一月四日に宮内省に設置され、大正一五年（一九二六）一月二七日に廃止されるまでの八年間に、主要なものだけで九つの皇室令の制定を実現した。総裁は伊東巳代治。彼は明治二〇年（一八八七）に皇室典範の起草作業に参加して以来、継続的に皇室関係法令の整備に携わって来た人物であり、当局者を動かして帝室制度審議会を設置させた当人でもある。

鷗外が帝室制度審議会の御用掛（ていようがかり）に任命されたのは、帝室博物館総長兼図書頭の辞令（大正六年二月二五日付）を受けて間もない大正七年一月一五日の（4）ことである。同日の鷗外日記『委蛇録』（以下単に日記と記す）には、「拝帝室制度審議会用掛。通刺於伊東子巳代治郎」とあり、総裁伊東に名刺を通じて挨拶したことが知られる。この日以降、鷗外（の）の日記に「蒞（のぞむ）帝室制度審議会」「赴帝室制度審議会」など、同審議会への出席を示す記事が見られるようになる。

鷗外は御用掛であって正規の委員ではない。図書頭ほか宮内省の関係部局長が非正規の立場で参与するのが本審議会における御用掛である。大正五年一月の発足当初、帝室制度審議会は総裁と委員のみで構成され、御用掛はいなかった。委員は次の一人名だった（カッコ内は発足当時の学位・現職）。

岡野敬次郎（法学博士、行政裁判所長官兼東京帝国大学法科大学教授、貴族院議員）

平沼騏一郎（法学博士、検事総長）

有松英義（法制局長官兼内閣恩給局長、貴族院議員）

倉富勇三郎（法学博士、帝室会計審査局長官）

奥田義人（法学博士、東京市長） \*ただし大正六年八月に死去

石原健三（宮内次官）

鈴木喜三郎（法学博士、司法次官）

馬場鏐一（法制局参事官）

二上兵治（枢密院書記官長）

山内確三郎（大審院検事兼司法省参事官）

富井政章（法学博士、宮内省御用掛、貴族院議員）

このうち、岡野、奥田は後述するように、それまでも伊東巳代治の下で皇室制度整備に従事して来た人物。平沼、鈴木、山内は司法関係者。倉富、石原、富井は宮内省関係者。有松、馬場は内閣法制局関係者。二上は枢密院を代表して参加している。鷗外は「審議会ハ法学博士ト宮内大官揃ヒ」（後掲一三三番書簡、3・6参照）と皮肉ったが、要するに法案の起草・審議のための法の専門家と、制定プロセスに関与する当局者たちの集団であった。<sup>(5)</sup> 発足から半年余りを経た大正六年七月二六日、次の四名の宮内官が御用掛に任命された。

戸田氏共（式部長官） 山口銳之助（図書頭）

山崎四男六（内蔵頭） 小原駈吉（調度頭）

このうち山口図書頭は鷗外の前任者で、諸陵頭を兼任していた。鷗外の図書頭就任とともに山口は諸陵頭専任となったが、審議会にはそのまま御用掛として留まった。<sup>6)</sup>

鷗外着任当時の帝室制度審議会人員はしたがって、伊東総裁の下、右の委員一〇名（死去した奥田を除く）、鷗外を含む御用掛五名である。ほかに幹事二名と書記三名がいた。審議会の会議ははじめ宮内省内、後に霊南坂上の宮内省官舎で開かれた。

帝室制度審議会における御用掛は、官制（帝室制度審議会規則）大正五年一月四日公布）にない員数外の出席者であり、鷗外が「小生ナドハ「傍聴希望ナラバ出席セヨ」トノ命令ニテ出ルノミナリ」（後掲一三八三番書簡、3・6参照）と述べるように、正規委員とは資格を異にするオブザーバーであった。だが常に「傍聴」者の地位に留まったわけではない。職務と関係の深い法案の審議に際して資料の提出や報告を求められたり（その一端を後に4・1で見ると）、会議の席上で実務責任者の立場から意見を述べることもあった。

## 2・2 近代皇室制度構築の歴史

帝室制度審議会の役割を理解するには、同審議会の設置に先立つ近代皇室制度構築の歴史を知る必要がある。

明治二年（一八八九）二月、大日本帝国憲法とともに、近代皇室のあり方の大綱を定めた皇室典範が制定された。皇室典範条文を起草・審議したのは、伊藤博文（当時首相兼宮内大臣）、柳原前光、井上毅、そして伊藤の下で首相秘書官を務めていた伊東巳代治だった。皇室制度構築史上に皇室典範が有する「最大の意義」は、「男系男子主義（女帝の否定）」、「皇嗣決定における天皇の意志の排除」、「譲位の禁止」等の規定を通じて、「天皇の再生産の仕組みが確定したこと」（高久嶺之介<sup>7)</sup>）にあった。だが、課題も残っていた。第一に、皇室典範はあくまで大綱にすぎず、細部の

規定に及んでいなかったため、皇室のあり方をめぐりより個別具体的な法令を別途制定する必要があった。第二に、皇室典範の制定を主導した伊藤博文は、典範を国家法ではなく、「皇室の家法」と位置づける方針をとっていた。そのため、皇室典範ならびに今後制定されるであろう皇室関係法令が、国家法の体系に対していかなる位置を占めるのか、不明確だった。

これら二つの課題に取り組んだのが、明治三二年（一八九九）八月、伊藤博文の主導下に設置された帝室制度調査局である。総裁伊藤博文、副総裁土方久元の下、細川潤次郎、高崎正風、梅謙次郎、穂積八束、花房直三郎、多田好問、三宮義胤、広橋賢光らが同局御用掛に任命された。明治三六年七月、伊東巳代治が副総裁に就任した。伊東は皇室制度整備について伊藤とは異なる意見を持ち、皇室典範ならびに今後制定される皇室関係法令は、「皇室の家法」ではなく、国家法として位置づけられるべきだと考えていた。これ以降、帝室制度調査局における法令整備は、伊東副総裁の新方針の下に進められることになった。

新方針に沿った施策の第一は、明治四〇年（一九〇七）一月の公式令の制定である。この公式令の中で、皇室関係の法令をさす「皇室令」という新たな法カテゴリーが設定された。また、皇室典範の改正や、皇室令・詔書の公布に際し、関係大臣の副署を要することが定められた。これらを通じて、皇室典範はじめすべての皇室関係法令が、国家法の体系の中に明確に位置づけられることになった。施策の第二は、明治四〇年二月の皇室典範増補である。この増補の中で、皇族の身分地位および権利義務等の規定は、一般法令ではなく、皇室典範とその附属令（つまり皇室令など）によることが明文化された。これにより、皇族に適用される法の種類が明確化された。

公式令と皇室典範増補は、皇室典範制定当時に残されていた第二の課題への取り組みにあたる。一方、第一の課題への取り組みとして、帝室制度調査局は、七年半の設置期間中に、皇室令案三五、その他の法律案・勅令案等計二〇



を起草・審議し、明治天皇に上奏した。それら法案は明治四〇年代に所定のプロセスを経て順次公布されたが（左表参照）、皇室制度調査局は公式令と皇室典範増補の公布後、明治四〇年一月に廃局となったので、その職務を引き継ぎ、制定に関わる実務を担当する要員として、明治四一年一月から明治四四年三月までの間、宮内大臣の監督下に皇室令整理委員が任用された。後に皇室制度審議会委員となる岡野敬次郎、奥田義人のほか、栗原広太、森泰二郎（槐南）の四名である。

皇室制度調査局が作成し上奏した法案のうち、明治期に制定・公布された主な皇室令は次の通りである。

明治四〇年（一九〇七）公布 皇族会議令

四一年（一九〇八）公布 皇室祭祀令

四二年（一九〇九）公布 登極令、摂政令、立儲令、皇室成年式令、皇室服喪令

四三年（一九一〇）公布 皇族身位令、皇室親族令、皇室財産令

四四年（一九一一）公布 皇族服装令

四五年（一九一二）公布 皇室会計令

一方、上奏されながら制定・公布に至らないまま放置された法案もあり、皇室裁判令、皇統譜令、皇室儀制令など一八件に上った。これら未制定法案の制定実現をめざし、伊東巳代治は大正五年（一九一六）九月、意見書「皇室制度再査議」を首相、宮内大臣、元老に提出し、専門機関の設置を働きかけた。これを契機に前述のごとく大正五年一月に皇室制度審議会が設置された。

以上のような前史を持ち、そこから役割を引き継いだ皇室制度審議会に鷗外は参加した。非正規の立場であるにせよ、また毎回の会議すべてに出席したのではないにせよ、審議会メンバーとして鷗外の許には、今日平沼騏一郎関係

文書（国立国会図書館憲政資料室蔵）に収められているような会議資料が届けられていたはずである。このように鷗外は審議会の現在を常に知り得る立場にあった。では鷗外の在任中、帝室制度審議会はどのような法案を審議し、どのような事件に直面していたのだろうか。

### 3 鷗外在任中の審議法案と事件

#### 3・1 帝室制度審議会が作成した皇室令等

最初に、帝室制度審議会が法案を作成し、制定・公布に至った主要な皇室令等を整理しておこう。その多くは旧帝室制度調査局から引き継いだ未制定法案を原案とし、再審議・修正したものだが、中には①⑧のように新規に起草したこともある。

大正七年（一九一八）公布 ①皇室典範増補

九年（一九二〇）裁定 ②皇族の降下に関する施行準則

一五年（一九二六）公布 ③皇統譜令 ④皇室儀制令 ▲皇族就学令 ▲皇族後見令

⑤皇族遺言令 ⑥皇室喪儀令 ▲皇室陵墓令

⑦皇室裁判令 ⑧王公家軌範

私見では、▲を付した三件を除く①～⑧に、鷗外が何らかの形で関与したと考える。その法案の帝室制度審議会における審議時期が鷗外の在任期間（大正七年一月一五日～二十一年七月九日）に重なる、もしくは、その法案に関連する事件が在任期間中に起きたことをもってそう判断した。本章では、①～⑧の中から注目すべき法案審議、事件を取り上

げ、それぞれの経過と鷗外の関与を見ていく。(以下、各法案名に右表の番号をカッコ書きで付す。)

### 3・2 李垠・方子結婚問題と王公家軌範(⑧)

大正五年(一九一六)に伊東巳代治が帝室制度審議会の設置を強く主張した背景には、二つの懸案が存在した。一つは先述した未制定法案の処理。もう一つは韓国併合がもたらした新状況への対応である。

併合に際して韓国皇帝一家(李王家)の処遇が問題となった。明治四三年(一九一〇)八月二二日調印の併合条約には、日本の天皇が韓国皇帝一家とその後裔に対して、相当の地位・名譽・歳費等を保証する旨の条文が記されていた(第三条、第四条)。これに基づき、八月二九日、「前韓国皇帝ヲ冊シテ王ト為スノ詔書」、「李垠及李熹ヲ公ト為スノ詔書」、その他の関係法令が公布された。右の二詔書は、前韓国皇帝を「王」とし、その地位を世襲とし、王の父を「太王」、王の世嗣を「王世子」、彼らの配偶を「妃」と称すること、前韓国皇帝の親族である李垠・李熹を「公」とし、同様に世襲とすること、以上すべての王族・公族に対して「殿下」の敬称を用いること、等を宣言していた。ここに、日本社会にそれまで存在しなかった「王公族」という新たな集団が創出された。

二つの詔書は王公族に対する待遇を表すのに、共通して「待ツニ皇族ノ礼ヲ以テシ」という文言を用いていた。この微妙な表現は後に見るように、日本の法制上における王公族の地位の曖昧さにつながった。この文言を含め、八月二九日公布の一連の王公族関係の詔書・法令等を起草したのは、伊東巳代治と、当時皇室令整理委員だった岡野敬次郎、奥田義人だった。彼らはこうした仕事の延長上に、帝室制度審議会においても、朝鮮王公族に関する法制度の整備をめざしていた。

具体的な発端は、王世子李垠イワンと梨本宮方子女王マコトとの結婚問題だった。この高度に政略的な縁談は、大正五年夏、朝

鮮総督府と宮内省の協働の下に提起され、同年八月には明治天皇の「内許」を得て内約が成立していた。だが、朝鮮王公族と日本皇族との結婚という、かつて想定されていなかった事態を前に、その法的根拠をめぐって争論が発生した。

皇族女子の結婚については、すでに皇室典範第三九条に「皇族ノ婚嫁ハ同族又ハ勅旨ニ依リ特ニ認許サレタル華族ニ限ル」という規程が存在した。前出の詔書の文言「待ツニ皇族ノ礼ヲ以テシ」を解釈して、王公族を日本の皇族に準ずる存在と見なした場合、この結婚は皇族同族間の婚姻に準ずるものとして、皇室典範第三九条の適用対象となる（この解釈を仮にAとする）。一方、詔書の文言は王公族の法的地位に言及したのではなく、彼らは法的には皇族と異種の集団であると解釈した場合、既存の皇室典範はこの結婚に適用可能な条文を持たないことになる。そのため典範を改正して新たな条文を作らねばならない（この解釈をBとする）。

帝室制度審議会は、大正五年一二月、結婚の法的根拠に関する諮問を受け、Aの立場をとった。伊東巳代治らは李王家が朝鮮半島の人心に及ぼす影響を大きく見積もっており、王公族に対して日本側が厚遇——皇族待遇——を提供すべきとの大前提に立っていた。このように帝室制度審議会は結婚に関して皇室典範準用論に立つとともに、王公族のあり方の明確化を図るべく、あわせて王公家軌範(8)の起草・審議に着手した。王公家軌範とは、日本の皇族に皇族身位令・皇室財産令等がすでにあるように、王公族についても、その範囲、身分地位、世襲順序、財産、相続、結婚、葬儀、降下、等について規定しようという法令(9)である。

ところで、帝室制度審議会が作成した法案が実際に制定・公布されるまでには、法案を宮内大臣を通じて天皇に上奏、天皇がこれを枢密院に諮詢、枢密院での審議と可決、というプロセスを踏む必要がある。王公家軌範案の上奏は大正六年(一九一七)一二月、この時点で鷗外はまだ帝室制度審議会に加わっていなかったが、同法案が翌大正七年

五月一四日に枢密院に諮詢され、そこで生じた以下の騒動は御用掛の立場で見ることになった。

枢密院で王公家軌範案の審議を担当したのは、委員長伊東巴代治の下、委員の金子堅太郎、末松謙澄、南部甕男、浜尾新、小松原英太郎、穂積陳重、安広伴一郎、一木喜徳郎からなる審査委員会だった。審査委員会は五月二五日、六月一〇日、六月一四日の三回開かれ、一木をはじめ、末松、浜尾、小松原、安広が法案に異議を唱えた。異議を要約すると、「王公族は法制上、皇族に準じた存在とは認められない」という前提に立って、「王公家軌範を皇室令として制定すべきではない」と論じている。これを結婚問題に当てはめると、「皇室典範第三九条は皇族・王公族間の結婚に適用できない」とする、前述Bの立場となる。

ところで、反対委員のうち一木、浜尾、小松原、安広は山県有朋系の枢密顧問官である。山県有朋は当時、枢密院議長。高齢のため副議長の清浦奎吾が実質的に議長を務めており、この清浦も山県派だった。皇室制度審議会が提出した王公家軌範案は、このように枢密院に優勢を占める山県派の反対により成立の見込みを失い、しばらく放置された後、同大正七年九月下旬、寺内内閣から原内閣への交替を機に、後述の皇室裁判令案とともに枢密院から撤回される。その後長期の休眠を経て、鷗外没後の大正一五年（一九二六）に再浮上し、今度は前掲表（3・1）のごとく制定・公布されるに至る。

### 3・3 李垠・方子結婚問題と皇室典範増補（①）

王公家軌範案は頓挫したが、一方、李垠・方子の結婚の法的根拠の明確化という問題は解決されずに残っていた。大正七年（一九一八）九月下旬、新首相に就任した原敬は、前述Aの立場から皇室典範の改正を不要と主張する伊東巴代治（および皇室制度審議会）と、Bの立場から典範改正を主張する山県有朋（および枢密院）との間で調整に腐心す

ることになる。原は当初、両派の主張を折衷した解決策を考えていたが、結局、この問題のために山県や枢密院との関係を悪化させることを得策でないと判断し、同年一〇月一〇日頃、山県側の意向に沿う形で典範改正方針へと転換した。宮内省もこれに同調し、帝室制度審議会委員の中でも宮内省系の倉富勇三郎、石原健三、富井政章の三人は省の方針に従い、倉富が典範改正案を起草した。一〇月二〇日、伊東巳代治は、倉富起草の改正案に対する反対意見と、帝室制度審議会総裁の辞表とを、宮内大臣波多野敬直に提出した。伊東と同盟していた岡野敬次郎、平沼騏一郎、さらに鈴木喜三郎、馬場鏖一、山内確三郎も続いて辞表を提出した。帝室制度審議会は分裂と存続の危機に瀕した。

一〇月二五日、波多野宮相は伊東を訪ね、辞表提出者に対する慰留の意思を伝えるとともに、伊東らが呈した反対意見を取り入れた新たな解決策を提示した。それは、皇室典範の「改正」ではなく「増補」の形をとること、増補する新たな一条は「皇族女子ハ王族又ハ公族ニ嫁スルコトヲ得」とするという提案である。この増補案は、枢密院、ついで皇族会議で可決され、一月二八日、皇室典範増補①として公布された。公布後の一二月上旬、辞意を表明していた委員は全員辞表を撤回し、帝室制度審議会に留任した。

鷗外日記一〇月三〇日の条に「午後参省。有増補皇室典範之議」とあり、この日、典範増補に関する宮内省の会議に出席したことがわかる。増補案が枢密院の審査委員会で全会一致で可決された一〇月二八日の二日後のことであり、法案の成立が確実になった時点といえる。

以上一連の事件に対する鷗外の直接の関与を示す資料はないが、図書頭という彼の役職が種々の接点を有していた。図書寮の最も重要な職掌の一つは皇統譜の編修、登録、保管である。鷗外在任当時、皇統譜は「皇統譜皇帝」「皇統譜皇后・後宮」「皇統譜皇親」の三種に分かれ、皇族の身上に変化があった時これを新たに登録するのは図書頭の役目であった。鷗外日記には「登録恭子女王婚嫁事<sup>12</sup>于皇親譜」(大正七年六月一〇日)、「録久邇宮子女夭折事<sup>13</sup>于譜牒」(大正七

年七月(二日)など、登録のことが見える。したがって日記には記されていないが、李垠と方子の結婚の登録も鷗外の役目であった。また、同じく図書寮の職掌として、天皇・皇族の実録(二代の事蹟の記録)の編修がある。これには朝鮮王公族の実録の編修<sup>(14)</sup>も含まれ、鷗外日記にも「午時往省。言李王家実録事」(大正八年二月二〇日)と、それに触れた記事がある。

鷗外にはまた、次のような当事者との接触があった。かつて鷗外は日露戦争の戦地で、方子女王の父である梨本宮守正王と交流があった<sup>(15)</sup>。軍人皇族である守正王が、鷗外と同じ第二軍司令部付で出征していたためである。方子女王本人とは、鷗外日記によると大正七年五月一二日、つまり王公家軌範案が枢密院に諮詢される二日前に対面している。同日の条に「梨本妃、方子規子両女王来観動物園。予往焉」とあり、方子女王、母の伊都子妃、妹規子女王ら一行が上野動物園を訪れたので、園の統括責任者(帝室博物館総長)として迎えたことがわかる。また、大正八年一月一〇日の条には「方子女王告別宗廟。予参焉」とある。婚儀を目前にした方子女王が、「宗廟」つまり宮中の賢所・皇霊殿・神殿で「告別」の拝礼を行った祭典の記事で、鷗外は宮内諸官の一人としてこれに参列した。

婚儀は一月二五日の予定だったが、一月二日に李太王(高宗)が急死し、服喪のため延期された。翌大正九年四月二八日の婚儀の後、五月六日の鷗外日記に「是日王世子李垠延見。辞不往。欲從此暫避公会也」とある。李垠の「延見」を辞退したとあるが、五月二日から六日まで連日行われたという披露宴の最終日なので、単独引見を辞退したのではなく、宮内諸官の一人として披露宴に招待されたのを欠席した意味だろう。今後しばらく公の会を避けるとあるのは、この年二月に後の死病につながる腎臓炎を患うなど(大正九年二月一〇日・二〇日、賀古鶴所宛書簡)健康状態の悪化のためだろうか。

## 3・4 末松謙澄からの来信と皇室裁判令(⑦)

帝室制度審議会が王公家軌範案ならびに皇室典範改正の要不要をめぐって枢密院と対立状態にあった大正七年(一九一八)、五月二三日の鷗外日記に「末松子謙澄書至。復之」とあり、枢密顧問官末松謙澄と書簡をやりとりしたことがわかる。双方の書簡が残っていないため内容は不明だが、時期から見て、皇室裁判令(⑦)に関係したことはなかったか。

皇室裁判令とは、皇族が当事者(訴える・訴えられる)となる民事・刑事訴訟について定めた皇室令である。帝室制度審議会が用意した法案は、大正六年一月二四日に枢密院に諮詢されたが、枢密院はこれに対立的だった。法案作成に携わった平沼騏一郎の回想<sup>(18)</sup>によれば、非難の要点は「皇族を裁判するのは不敬だ」という点にあった。「喧しいことになり、私は憎まれ役となつた」と平沼は言う。

皇室裁判令案の枢密院における審査委員会は、委員長蜂須賀茂韶の死去により、伊東巳代治が委員長となり、他の委員の顔ぶれも含めて、先述の王公家軌範案の審査委員会とまったく同じメンバーで進められることになった。審査委員会は大正七年一月二四日から六月四日まで一二回開催されたが、第一一回にあたる五月一日、法案に異議を唱える末松謙澄が独自の「修正要綱」を提出、第一二回の六月四日にはそれに付随する「参考案」も提出した。末松の立場は「対社会的にみて、皇族の尊厳性に少しでも抵触しかねない表現をできるだけおさえ、厳密に規定しすぎないように条文の数をおさえよう」(高久嶺之介<sup>(19)</sup>)とするもので、浜尾、南部、小松原、安広がこれに賛成し、積極的な反対意見は出なかった。枢密院側のこうした動きに、帝室制度審議会は五月二〇日、法案を起草した平沼騏一郎、岡野敬次郎の意見を中心に、末松修正案に反論する意見書をまとめ、抵抗した。だが、最終的な枢密院通過が見込めないことから、審査委員会委員長であり帝室制度審議会総裁でもある伊東巳代治の判断で、同法案の枢密院における審査



は中断。同年九月下旬に枢密院から撤回され、休眠状態を経て、大正一五年に復活し制定・公布に至るといふ、先述の王公家軌範案と同じ経過をたどった。

鷗外が末松からの来信を日記に記した五月二三日は、末松が枢密院で修正意見を盛んに主張していた第一一回審査委員会と第二回審査委員会の狭間であり、帝室制度審議会が末松への反論意見書を提示した直後でもある。鷗外は帝室制度審議会の一員であると同時に、枢密院で末松に賛成した浜尾、小松原、安広らと同じ山県有朋人脈に連なる一人である。こうした鷗外の立場から、末松が鷗外に対し、自らの主張に支持を求める何らかの働きかけをしたのではないかと推測される。

なお、この五月二三日は、枢密院において王公家軌範案の審査委員会が始まろうとしていた時期でもある。先に見たように末松は王公家軌範案にも反対だった。末松書簡はこの件にも言及していた可能性がある。

### 3・5 皇族の降下に関する施行準則(②)

3・2と3・4に述べた諸事情により大正七年(一九一八)に枢密院との関係が悪化した帝室制度審議会は、この後大正一五年まで、自らが作成した皇室令案を制定・公布に至らせることが困難になる。だがこの間、皇室令ではないが、皇族のあり方をめぐる重要な規程を同審議会は作り、実施に至っている。「皇族の降下に関する施行準則」(②)と呼ばれる内規がそれである。

どの範囲の人々を皇族と認め、身分地位や歳費を保証するか。これは近代の皇室制度構築史上、微妙な問題であり続けた。維新以降、明治・大正期を通じて一五の宮家が存在したが、これら宮家は天皇の輔弼者、配偶の提供母体、皇位継承者確保のための人材庫として重要である一方、過剰な皇族数は皇室財政を圧迫し、皇室の尊厳を損なう等の

理由により、皇族数の制限がたびたび議論された。明治四〇年（一九〇七）二月公布の皇室典範増補により、王が勅旨または情願により、皇籍を離脱して華族となるという、臣籍降下の可能性が開かれた。ただし、王自身に降下の意思がない場合は、あえて降下する必要はなかった。なお、王とは、皇子を第一世と数えて五世以下の男子をいう。四世以内は親王という（皇室典範第三二条）。

大正七年、宮内大臣波多野敬直は帝室制度審議会に皇族の臣籍降下に関する新たな原則の検討を要請し、同審議会は「皇族の降下に関する施行準則」案を作成した。この準則は、王自身の情願がない場合でも、天皇の勅旨により、長子孫の系統四世以内を除くすべての王が臣籍降下して華族となることを定めたものだった。枢密院はこの案を一部修正のみで可決した。だが、大正九年五月一日、宮中で開かれた皇族会議では質問が頻出し、採決に至らなかった。そこで宮内大臣が大正天皇に施行を奏請し裁可を仰ぐという形で、同年五月十九日、この準則は内規として成立した。皇族の賛同が得にくかったのは、この準則が既存の宮家に対し、将来の自動的な消滅を宣告する意味を持ったためである。当時、先述の一五宮家のうち有栖川宮家と桂宮家は継嗣がなく断絶し、残る一三宮家はすべて幕末維新期の皇族・伏見宮邦家親王の子孫によって継承されていた。伏見宮家は近世の四親王家の一つで、明治天皇・大正天皇とは血縁が遠かった。大正天皇には皇太子裕仁親王を含む四人の男子がすでにあり、皇位継承者確保という面での宮家の存在理由は相対的に低下していた。そうした中、伏見宮系一三宮家にとってこの準則は、今後皇位を継承する機会がない限り、邦家親王の子を第一世として数えた子孫（邦家親王の子孫に関しては代数をこのように数える取決めだった）は、いずれすべて臣籍降下しなければならぬことを定めるものだった。代わっていわゆる直宮たちが新たな宮家群を構成する。つまり、本準則は「血縁の遠い宣下親王の系統を排除し、明治天皇直系による万世一系の男系相続の原則の純化を図る狙い」（小田部雄次<sup>21</sup>）を秘めていた。

ここで私たちは次のことに思い至る。すでに見た皇室典範、大正七年皇室典範増補(①)、皇室裁判令(⑦)、王公家軌範(⑧)、そして本準則(②)、これらは皇室の至尊性といった観念からかけ離れた、〈作られる〉ものとしての皇室制度をさし示しているのではないだろうか。この先見ることになる皇統譜令(③)、皇室儀制令(④)、皇室喪儀令(⑥)、さらに前掲表(3・1)に挙げたその他の皇室令<sup>(22)</sup>の内容や審議過程からも同じことが言える。天皇の再生産システムをはじめ、誰を皇族と認めるかの線引き、朝鮮王公族との差異化、さらには天皇・皇族の誕生から死、死後の墓所に至るまで、具体的な細部にわたってそのあり方を法的に規定していく。そうした法の体系である皇室制度は、適用を受ける当事者(天皇・皇族)の意思や容喙を排除する形で、国家のメインシステムの最中核に接続されたサブシステムとして、メインシステムとの整合を目的として、構築される。それは〈作られる〉もの、また〈作り替え可能な〉ものである。鷗外はそれを作り、また作り替える現場としての帝室制度審議会に立ち会っていたことになる。

### 3・6 皇室儀制令(④)、皇室喪儀令(⑥)と鷗外の批判

皇室儀制令(④)とは、新年朝賀や帝國議會開院式・閉院式などの儀式について定める皇室令で、具体的な執行要領を記した「附式」を伴う。帝室制度審議会における同法案の審議は大正一〇年(一九二一)一月に始まった。鷗外の日記に具体的な法案名が記されることは殆どないのだが、大正一〇年七月二三日の記事には「帝室制度會。儀制令」と皇室儀制令の名が挙がっている。「儀制令成」とあるが、法案の完成ではなく、一定段階の成案を得た意に解すべきである。同時期の新聞報道に、「岡野敬次郎博士委員長たる帝室制度審議会皇室儀制令に関する特別委員会は暑休明後直ちに會議を続行する由」(読売新聞「大正一〇年八月二九日」)とあり、日記記事の後も法案審議が続行されることがわかるからだ。この法案は翌大正一一年六月・七月の帝室制度審議会総会で成立したが、その後、宮内省に

おける附式の討議が長引いたために進展せず、鷗外没後の大正一三年六月から再び帝室制度審議会で審議し直されるという経過をたどった。

さて、儀式の中でも天皇・皇族の葬儀の執行要領は、皇室喪儀令(⑥)で定められる。帝室制度審議会における皇室喪儀令案と附式の審議は大正九年五月に始まり、同年一二月の総会で成立した後、宮内大臣に提出されたが、その後やはり進展せず、鷗外没後の大正一五年五月に入って帝室制度審議会で再審議される運びとなった。このように儀制令・喪儀令の制定が遅滞したのは、帝室制度審議会が法案化した儀式要領が複雑で、宮内省側が実行困難と受け止めたためらしい。大正一五年の公布の際には、両令ともに「儀注節略」つまり儀式の省略規定が加えられた。

皇室喪儀令の審議に参加した経験から、鷗外は賀古鶴所あて書簡に次のような厳しい意見を記している。

帝室制度審議会ニ諮詢機関(支那ノ三礼周礼、儀礼、礼記ニ通ズルモノ少クモ一人、我國ノ典故ニ通ズルモノ少クモ一人、コトニヨルト双方ヲマトメテ使フ世話ヤキ一人入用カモ不知也)ヲ置ク外ナシト思考ス。

審議会ニハ礼ヤ典故ヲ知ルモノ一人モナシ。ソレ故、伊藤博文公時代ニ多田好問ヲ使ツテ作ツタ原案ガ、絶待ノ權威ヲ有シ居候ナリ。ソレガドレホド不調カト云ヘバ、一二例トシテ次ノ項ヲ挙グルコトヲ得ベシ。

天皇ガ崩ゼラレテ、御称号ノキマラヌウチ、大行天皇ト申ス。(中略)コレモ漢以来ノコトナリ。然シ漢末三国アタリニハ、皇后ヲモ大行皇后ト云ヒシナリ。何故ニ天皇ニ限りテ之ヲ襲用シ、皇后ニハ襲用セザルカ。不審ナリ。(中略)

大喪ニ特ニ牛車ヲ用キラル。アレハ天子ノ乗物ニアラズ。支那ノ礼ヨリ見ルモ、日本ノ典故ヨリ見ルモ、人ガ昇クカ、馬ニヒカセルコトハアレド、牛ハナシ。上皇ナドノ御乗物ニナリシヨリ起リ、王室式微ノ時ノ慣習也。此事ハ山田孝雄ガ切論シ居ル。

審議会ハ法学博士ト宮内大官揃ヒテ、小生ナドハ「傍聴希望ナラバ出席セヨ」トノ命令ニテ出ルノミナリ。

(大正九年推定六月八日、賀古鶴所宛書簡 書簡番号一三八三)

大正一五年一〇月に実際に公布された皇室喪儀令を見ると、鷗外の言う通り「大行天皇」の称は用いられているが、「大行皇后」はない。天皇の葬儀（大喪儀）の執行要領では、柩を殯宮から葬場殿に移送する際の車（靈輦）として「本牛二頭」「副牛二頭」の引く牛車を用いられている。

書簡には、「伊藤博文公時代ニ多田好問ヲ使ツテ作ツタ原案」、すなわち帝室制度調査局時代に、有職故実に関することを御用掛の多田好問に委ねて作った原案が、帝室制度審議会においても「絶待ノ權威ヲ有シ」ているとある。中国や日本の古式に照らして原案に誤りや不備（不調）がないか検討し、修正を加える役割の人または機関が、帝室制度審議会に存在しないことを鷗外は問題視し、その必要を主張している。山田孝雄のような専門家の知見が反映されない儀礼制定システム、学問・研究と切り離された帝室制度審議会の制度構築のあり方を批判しているのである。鷗外自身の『帝諡考』『元号考』を考える上で示唆的な意見であり、次章で再び触れたい。

### 3・7 皇統譜令③と歴代数確定問題

平沼騏一郎は帝室制度審議会の事業を回想して、「一番難儀した」のは「皇統譜と皇族降下に関するもの」だったと述べている。後者は先述の皇族の臣籍降下に関する準則②をさし、前者は皇統譜令③をさしている。皇統譜令とは、皇統譜（歴代の天皇、皇后、その他皇族の戸籍に相当する記録）の形式や管理方法を定める皇室令である。帝室制度審議会は、旧帝室制度調査局作成の原案に基づく本法案の審議を、大正六年中（一九一七）にはば終わらせていた。ところが、大正一三年四月の審議再開まで六年余も停滞してしまった。鷗外の御用掛在任はこの停滞期間と重

なる。

停滞の理由は「御歴代の代数を確定する必要があった」（平沼騏一郎・前出）ためである。皇統譜令制定の前提として、そもそも皇統譜に記されるべき日本の歴代天皇とは誰々で、全部で何代なのか、という「御歴代数」が「確定」されていないなければならないが、それについての公式見解がまだ存在していなかったということだ。歴代数確定の責任官庁は宮内省だが、その作業は明治期以来遷延していた。

帝室制度審議会はすでに大正六年六月の時点で歴代数確定の必要を認識し、そのための専門調査機関の設置や、要解決事項のリストアップ（4・1で後述）など、具体的な解決策を構想していた。ただし、実際に伊東巳代治が専門調査機関の設置を宮内大臣に建言したのは、大正一〇年（一九二一）五月二七日のことである。宮内大臣牧野伸顕と宮内省はしかし、これに慎重な態度をとった。大正一一年七月、伊東は牧野に辞表を提出して事態が進展しないことに抗議した。

この間、鷗外日記には大正一〇年五月三〇日の条に「伊東子巳代治延予於園亭。言天子世次事」、一〇月二九日の条に「往省見牧野宮相与関屋次官。言六国史事並帝室世次事」、一二月六日の条に「再訪〔関屋次官〕而議帝世事」とある。このように大正一〇年五月末から年末にかけて、伊東巳代治、宮相牧野伸顕、宮内次官関屋貞三郎と、「天子」「帝室」の「世次」（年代の前後のこと。つまり「御歴代」の意）について話し合ったというのは、歴代数確定問題と専門調査機関——後の臨時御歴代史実考査委員会——の設置をめぐることに違いなく、この件への鷗外の関与を示す皇統譜ならびに皇室の史的記録を司る図書頭、また『天皇皇族実録』の編修事業や六国史校訂事業を指揮しつつあった鷗外であるので、関与は当然と言えよう。

伊東ら帝室制度審議会側の要求が実現して臨時御歴代史実考査委員会が宮内省に設置されたのは、関東大震災後の

大正一三年三月、鷗外死後のことである。総裁伊東巳代治の下、倉富勇三郎、平沼騏一郎、岡野敬次郎、三上参次、関屋貞三郎、二上兵治、入江貫一、三浦周行、黒板勝美、杉栄三郎、辻善之助、坪井九馬三、和田英松の一三名が委員に任命された。メンバーは、帝室制度審議会委員、宮内官、歴史学を専門とする帝國大学教授で構成されていた。後任の図書頭・杉栄三郎<sup>(27)</sup>が任命されており、存命なら鷗外が委員になっていたはずである。本委員会は宮内大臣からの諮問事項を受けてこれを考査し、大正一四年一月までに答申の方針を定め、翌一五年一〇月、帝室制度審議会とともに役目を終えて廃止された。

歴代数をめぐる問題は鷗外の『帝諡考』に新たな光を投げかける。ひき続き次章で論じたい。

#### 4 帝室制度審議会を通して見る鷗外晩年の仕事

##### 4・1 歴代数問題から見る『帝諡考』

臨時御歴代史実考査委員会が宮内大臣から公式に受け取った諮問事項<sup>(28)</sup>は、左記の主要事項三点(1〜3)および附帯事項八点(イ〜チ)だった。

- (1) 「第一、神功皇后ヲ皇代ニ列スヘキヤ否」
- (2) 「第二、長慶天皇ヲ皇代ニ列スヘキヤ否」
- (3) 「第三、宣仁門院、中和門院、及明子女王ハ其ノ取扱ヲ皇后ト同一ニスヘキヤ否」
- (イ) 「一、皇統譜中、太古ノ神系ハ之ヲ神武天皇ノ前ニ特書スヘキヤ否」
- (ロ) 「一、安閑天皇御即位ノ年紀ハ辛亥、甲寅何レニ決スヘキカ」

- (ハ)「一、天智天皇、持統天皇ノ称制年間ハ御在位中ト見ルヘキヤ否」
  - (ニ)「一、安徳天皇ノ御在位年数、後鳥羽院天皇登極ノ時期ハ如何ニ定ムヘキカ」
  - (ホ)「一、後小松院天皇ノ踐祚即位ハ之ヲ皇統譜ニ掲記スヘキヤ否」
  - (ヘ)「一、天皇御追号中ノ院字ハ之ヲ省クヘキヤ否」
  - (ト)「一、我国古代ニ於ケル皇位繼承ノ際ノ空位ハ之ヲ如何ニ取扱フヘキカ」
  - (チ)「一、帝、后、及皇族ノ生誕、崩薨ノ日時ハ事実ニ依ルヘキカ、又発表ノ日時ニ依ルヘキカ、或ハ之ヲ併存スヘキカ」
- これら諮問事項の原型は、大正六年（一九一七）六月一日の帝室制度審議会で、皇統譜令案審議のために配布された機密資料に遡る。「皇統譜令実施ノ際、之ニ登録スヘキ事項中、急速解決ヲ要スルモノ」と題されたこの資料は、表紙に「図書寮調」とあり、図書寮が作成したものである（当時の図書頭は山口銳之助である）。中には、右記諮問事項の2、3、およびイ〜チのすべてと重なる内容が要解決事項として挙げられている。そのほか、諮問事項に含まれない次のi〜viが、同じく要解決事項として列挙されている。
- (i)「弘文天皇ヲ皇代ニ列スヘキヤ否ヤ」
  - (ii)「北朝五帝ハ天皇ト称スヘキヤ否ヤ、且其ノ踐祚即位等ハ如何取扱フヘキカ」
  - (iii)「北朝皇族、后妃等ノ親王・女院等ノ宣下ハ依用スヘキヤ否ヤ」
  - (iv)「歴代天皇、並后妃、皇族ノ御名ノ訓ミ方ヲ定ムル件」
  - (v)「日本武尊御墳塋称号ノ件」
  - (vi)「飯豊青尊御称号ノ件、並御墳塋称号ノ件」



以上を総合して、大正中後期の宮内省において、153、イ5チ、i5viが皇統の記録・記述をめぐる問題点と認識されリストアップされていた、とすることができると言える。注目されるのは、北朝の扱いという(ii世)、かつて南北朝正閏問題<sup>(30)</sup>でイデオロギー上の急所となった事項が、ここでは天皇・皇族の名前の訓み方を示す(iv)等のいわば実用レベルの問題と同列に、淡々と列挙されていることだ。

明治四四年(一九一〇)の南北朝正閏問題の際、時の桂太郎内閣と文部省は、南朝正統論を普通教育における公認イデオロギーと認定し、小学校の国定歴史教科書を改訂して、北朝を正統な皇統と認めない記述に書き換えた。南朝天皇には「天皇」号を用いるが、北朝天皇は「○○院」と呼ぶこの教科書は大正期にも引き継がれていたが、右の要解決事項リストは、イデオロギーを優先させて皇統記述を加工する文部省の行き方に、宮内省が同調していなかったことを示している。たとえばiiには、「宮内省ニ於テハ「北朝五帝を」天皇ト称シ居レトモ、国定教科書等ニハ唯院ト称スルノミニシテ天皇ト称セス」という説明が添記されており、宮内省と文部省の差異が明らかである。

宮内省はおそらく、皇統の問題を宮中の実際に即して捉えている。実際とは、南朝と北朝が現に血縁関係にあること、明治天皇・大正天皇・現存する宮家のすべてが北朝系統であること、南北朝正閏問題が起きる以前も以後も宮中祭祀では南朝と北朝を公平に扱って来たこと、などである。この實際をイデオロギーによって加工する選択を宮内省はとらない。大正一五年公布の皇統譜令も、北朝の五天皇(光厳、光明、崇光、後光厳、後円融)について「別ニ簿冊ヲ設ケ大統譜ニ準シテ之ヲ登録スヘシ」(第四条)と定め、いわゆる「正統な御歴代」に準じた扱いを留意した。またこれより早く、大正九年に鷗外の指揮の下、図書寮で開始された『天皇皇族実録』<sup>(31)</sup>の編修事業においても、南朝と同様に北朝の天皇・皇族の実録が計画に含まれ、その通り実施された。

鷗外の『帝諡考』(大正八年一〇月脱稿、大正一〇年三月宮内省図書寮刊)は、こうした宮内省の姿勢、ならびに、歴代

数問題に対する当時の宮内省の認識——前掲の諸項目を要解決事項として認識し、ただしそれへの対応方針はまだ未定——を反映している。たとえば、『帝諡考』はいわゆる“正統な御歴代”の諡号だけでなく、神功皇后(1)、弘文天皇(i)、長慶天皇(2)、北朝の五天皇(ii)など、皇統への位置づけが当時未確定だった人物の諡号をも取り上げ、公平な手続きによって考証を加え、ただしそれら諡号を見出しに掲出する際、多くを一字下げ<sup>32)</sup>にしている。つまり、表記に若干の差をつけつつも、内容面では同等に扱っているのである。また『帝諡考』では、「後小松院」のように天皇名にしばしば「院」字を入れているが、これは「院」字の加除について当時一定の基準がなかったこと(へ)の反映である。

「図書頭に就任した当時、図書寮では帝諡考を編輯するや否やが問題になつてゐたさうであるが、兄(鷗外)は就任後直ちに編輯する事に決定した。(中略)自ら筆を執つて僅一年半で完成し」と森潤三郎<sup>33)</sup>が伝えるように、『帝諡考』には宮内省図書寮の刊行物という公的性格と、鷗外個人の著述という私的性格とが同居している。宮内省の姿勢・認識との一致は、前者の性格から来る当然の結果と言えよう。

森潤三郎は『帝諡考』について、「兄は斯様な種類の著述ならば前人以上に出ることが出来るといひ、「帝諡考はよく出来た」と人にも語つてゐた」とも伝えている。このように「前人」の業績を凌駕せんとする鷗外の学者としての意欲と、宮内省官人としての任務とが、『帝諡考』においては合致している。その意味で、『帝諡考』巻末の稿者署名が「図書頭森林太郎稟」であることは象徴的である。私的営為に属する学問的真摯さとその成果とが、結果として公的な利益に貢献する。それが将来の「帝諡」選考時のデータベースとなり、過去の先例典故を広く精確に踏まえた、「不調べ」なき選択を可能にするからである。

4・2 昭憲皇太后称号問題と「不調べ」批判

実際には皇室に関わる諸制度が「不調べ」の中に設定され、既成事実となっていくさまを鷗外は目撃していた。前掲一三八三番書簡(3・6)で鷗外が言及していた皇室喪儀令案中の「不調べ」がその一つだが、以下に取り上げる二通の賀古鶴所あて書簡でも同様の指摘を行っている。第一の書簡は前掲一三八三番とひとつづきのもので、昭憲皇太后称号問題について述べている。

まず、称号問題の経過と鷗外の関与を見ておきたい。大正九年(一九二〇)秋、明治天皇と昭憲皇太后を祀る明治神宮が完成し、一月一日に鎮座式が行われた。神宮造営の告示は早く大正四年五月に内務省から出され、その当時から祭神の称号は「明治天皇」「昭憲皇太后」とされていた。ところが落成間近の大正九年に入り、「昭憲皇后」と称するのが正しいとする議論が起った。その経過を「東京朝日新聞」大正九年一月二七日記事は次のように報じている。

昭憲皇太后の御称号に就ては、予て篤学なる某高官が歴史的研究を基礎として「昭憲皇后と称し奉る方が正しい」といふ議を宮内大臣の手許に提出したのが発端となつて、当局間の問題となり、御神体なる御神鏡に御称号を刻すべき関係もありて、旁本月中旬に執行される筈であつた新殿祭も廿八日に延期された次第であると伝へられる、前記高官が(中略)去五月下旬自己が日頃の主張を宮相に致すや宮内省関係の有力なる某大官は之に極力反対の意を表し、宮内当局も明治神宮祭神に關しては、既に大正四年五月一日附官報号外を以て内務省より『明治天皇、昭憲皇太后』と告示してゐるので、今更如何ともする能はずといふ風であつた、然るに前記高官は七月下旬更に第二の論文を宮相並に内相に送つたが其頃より宮内省図書、諸陵尙寮及び式部職中には同氏の説に賛意を表明する者も出で、尚神宮奉斎会、皇典講究所、宮司有志、東大文学部の教授等之に賛同し、殊に京大文学

部の諸教授の如きは連名して賛成側に立つに至った、而も反対側の主張は飽迄強硬なので、前記高官は九月下旬三回目の論文を提出すると同時に官辺の識者を説き、一条官司にまでも力説懲慝したが、鎮座祭も間近きこととて、中村宮相は此情勢を見て甚だしく苦慮して居ると、最近元老間の耳にも入り、前記高官を知れる元老が一切を引受け、今二十七日までに適當の処置を講ずることになつて、問題は先落着した次第である

記事の見出しには、「學者側は「皇后」説を主張し」「有力高官等は「皇太后」説」、「解決は元老の手に」と、事件の構図が整理されている。

「皇后」説を主張して祭神称号の変更を求め、三度にわたり宮内大臣等に意見し、また要路の人々を説いて回った「某高官」とは、約一ヶ月後の大正九年一月三日「東京朝日新聞」記事によれば、「国學者として有名な陸軍中将榊原昇造氏」である。同記事は、「この問題は当時一元老の手に委ねられ先月（二〇月）二十七日を以て結果のつく筈であつたが同中将に対しては当日に至つても何の挨拶もなく、依然皇太后として鎮座ましますこととなつた」と、榊原の運動が無駄に終わったことを報じている。この間の政界事情は小堀桂一郎の論文に詳しい。榊原昇造は、韓国駐劄軍參謀長、広島湾要塞司令官、由良要塞司令官などを歴任、大正元年に陸軍中将となつた陸軍軍人で、大正三年に予備役に編入されていた。国学を修めて敬神尊皇の念篤く、「変り者」と評判されたほどの熱心家だつたよう<sup>35</sup>だ。

鷗外日記には、大正九年六月二五日の条に「參省議昭憲論号事」、これに先立つ六月七日の条に「石原次官咨可允称昭憲皇后否。予告以可允」とある。五月下旬の榊原の最初の建議を承けてのことだろう、六月に宮内省でこの問題が議論されたこと、鷗外自身も石原健三宮内次官から意見を求められ、「昭憲皇后」と称することを認めてよい（「可允」と答えたことがわかる。さらに同年九月一五日の条には「榊原昇造来言英照昭憲両皇太后追号事」とある。榊原が運動の一環として、同じ陸軍出身で、宮内省図書頭である鷗外を訪問し、働きかけたものだろう。

先の新聞記事に、「前記高官を知れる二元老」が事件の処置一切を引受けたとあるのは、陸軍と宮内省に人脈を有する山県有朋をさすと考えられる。賀古鶴所にあてた次の鷗外書簡は、「老公」こと山県有朋（鷗外・賀古間では山県がしばしばこう称される）が、祭神の称号を「昭憲皇后」に変更するべく、枢密院書記官長二上兵治を派遣して内務大臣床次竹二郎に働きかけたこと、だが床次は聞かず、帝室制度審議會と伊東巳代治の妨害<sup>36</sup>があつて実現しなかつたことを伝えている。

同月十一日老公の御耳ニ入る、議ハ既ニ決しあり、皇太后ハ皇后ニ改む可く二上枢密書記長を以て当務者たる床並<sup>〔マ〕</sup>内務を説きつゝあり、実ハ御鏡ニ御名ヲ刻む可く事ハ切迫しある也（中略）

床並<sup>〔マ〕</sup>等我ヲ張りて遂に聞かれず

但シ此議ハ帝室制度審議會（伊藤巳代治<sup>〔マ〕</sup>）ニ妨ゲラレ遂ニ成立セザリキ（大正九年一〇月九）書簡番号一三八六）右の書簡は「大正九年六月、日不詳」として全集に収録されているが、前出の小堀桂一郎は、「御鏡ニ御名ヲ刻む」時期が迫っているとの記述や、原敬の日記等から、大正九年一〇月の書簡である可能性が高いと指摘しており、本稿もこれに従う。

さて、見てきたように鷗外は榊原の「皇后」説に賛成だった。その理由を述べた次の書簡が、本稿が注目する第一の書簡である。

拝啓昭憲皇太后問題ハ

一、昭憲ト其前ノ英照トガ吾国ニ先例ナキ支那風ノ諡ヲナシシニテ、之ヲ為シタルガ十分考ヘテノ上ノコトニアラズ。極言スレバ輕率ナリシニアラズヤ。（中略）

二、昭憲ノ下ニ皇太后ト云フハ、我國ニハ故実ナキコトナリ。支那ハ奈何トイフニ、漢以來、皇太后ニセヨ、太

皇太后ニセヨ、喪ガ畢ツテ廟（我國ナラ皇靈殿）ニ祭り込ム（礼ニ此祭ヲ附ト云）以上ハ必ず皇后ト称ス。「廟ニ入りテハ皇后トイフ」トハ諺ノ如クニナリ居ルコトナリ。此程ノコトモシラベズナシタルサカシラナリ。

枢密院ニテハ「皇太后ヲ皇太后トセシハ誤ニアラズ。誤ニアラザルユエ直ス筈ハナシ」ト法律的二論ズル由ナリ。（中略）コレハ「廟ニ入りテハ」ト云フ故事ヲ知ラヌ故ノコトナリ。

殊ニ神宮ノ祭神ヲ皇太后ト云フニ至テハ、不体裁此上モナキコトニテ、榊原ノ申ス通ナリ。

（大正九年推定六月（二〇月カ）八日、賀古鶴所宛書簡 書簡番号一三八三）

「拝啓昭憲皇太后問題ハ」という書き出しから、この件について賀古から意見を求められ、答えたものとわかる。

文中に「榊原」の名が挙がっているが、すでに見たように榊原昇造が鷗外を訪問したのは九月一五日。前掲一三八六番書簡が一〇月のものだとすると、鷗外の周辺では九月後半から一〇月にかけて称号変更をめぐる具体的な動きが起きていた。それゆえこの一三八三番書簡も、「推定、六月八日」とする全集の日付は誤りで、鷗外が手紙の結びに「八日 森林太郎 賀古学兄」と日のみ記しているのは、六月ではなく一〇月八日のことかもしれない。前出の小堀も「十月ではないかといふ疑を捨てきれない」としている。

右の書簡で鷗外は、「昭憲」「英照」といった漢風諡号を皇后におくったのは我国の古例に外れたことで、また熟慮の結果でもない、「軽率」な命名と評している。「昭憲」に「皇太后」を重ねる諡号もまた、日本・中国いずれの先例典故に照らしても不適切としている。「此程ノコトモシラベズ」と、先例典故の調査不足を難じているのである。この後に前掲の、皇室喪儀令案の「不調べ」を指摘し、専門家の学問成果を皇室制度の構築に反映させる仕組みがないことを問題視する文脈が続く。

一三八三番書簡における一連の「不調べ」批判は、前年までに『帝諡考』を自ら書き上げ、かつこの年図書寮にお

いて『天皇皇族実録』（歴代皇后のおくり名を記載している）の編修に着手した、経験と自信に裏付けられた意見と見ることが出来る。当局者に皇后のおくり名に関する基礎資料の必要性の認識と、参照しようとする意思があったならば、「不体裁」な称号問題は起こらなかった、との批判意識を読み取ることができよう。

#### 4・3 『元号考』と「不調べ」批判

右の書簡を書いた大正九年六月、もしくは一〇月の時点で、鷗外はすでに『元号考』に着手していた（次の引用参照）。鷗外の死により未完成に終わったものの、日本の過去の全元号と、採用はされなかったが選考候補となった元号案を網羅的に取り上げ、一々の典拠を考証した著述である。鷗外は「中外元号考」と称しているので（大正一一年五月二六日、賀古鶴所宛書簡）、計画では日本だけでなく、中国はじめアジア諸地域の元号をも網羅する予定だったと思われる。

『元号考』のこうした性格に、私たちは『帝諡考』に見たのと同様の役割、すなわち、来るべき新元号選考の際のデータベースとなり、「不調べ」を未然に防ぐ役割を認めることができよう。次に取り上げる第二の賀古鶴所あて書簡には、元号選定に際しての先例・故実の調査不足を警戒する鷗外が見て取れる。

諡ノコトガ済ンデ（印刷ハマダ許サレズ）年号ニトリカ、リ候。明治ハ支那ノ大理ト云フ国ノ年号ニアリ。尤コレハ一作「明統」トアルユエ、明治デハナカツタカモ知レズ。大正ハ安南人ノ立テタ越トイフ国ノ年号ニアリ。又何モ御幣ヲカツグニハ及バナド、支那ニテハ大イニ正ノ字ノ年号ヲ嫌候。「一而止」ト申候。正ノ字ヲツケ滅ビタ例ヲ一々挙げテ居候。不調べノ至ト存候。

（大正九年四月二八日、賀古鶴所宛書簡）

ここで鷗外が「不調べノ至」と特に難じているのは「大正」の年号である。中国で嫌厭されている「正」字をことさ

ら選ばなくてもよかったはずだ、との指摘である。

「正」字を含む年号を不祥と見る説は、新井白石『折たく柴の記』<sup>(37)</sup>、天野信景『塩尻』<sup>(38)</sup>など近世隨筆類にも見える。白石はこれを妄説と斥けているが、天野は「或人」の言として、日本でも「正」字を含む年号の世には凶事が多いという見方を紹介している。鷗外が参照した「支那」の文献が何であるか特定できないが、天野が引用元として名を挙げている「謝肇淛」がそれかもしれない。明の謝肇淛の著述の一つで、近世日本で受容された『五雜俎』の卷一五・事部三には年号について述べた一節があり、梁の年号「正平」「天正」、元の「至正」、明の武宗の「正徳」を挙げて、「古えより正の字を年号につけたものは、多くは利がない」「正の文字たる「一」にして止まる」である<sup>(39)</sup>としている。

『元号考』は最晩年の鷗外が病を押して、執念と呼ぶのがふさわしいほどの熱意を注いだ著述である。死の一ヶ月前の賀古鶴所あて書簡で、鷗外は『元号考』を「僕ノ目下ヤツテキル最大著述」と呼び、「コレヲヤメテ一年長ク呼吸シテキルト、ヤメズニ一年早ク此世ヲオイトマ申スト、ドツチガイイカ考物デアル。又僕ノ命ガ著述気分ヲステテ延ビルカドウカ疑問デアル。ココニドンナ名医ニモ見テモラハナイト云結論ガ生ズル」(大正二年五月二六日、賀古宛書簡)と、医薬療養よりも『元号考』執筆を優先する意思を示した。ここにも先に『帝諭考』に見たのと同種の、学問・研究に対する熱誠が宮内省官人としての任務と合致する、ある意味幸福な契合が見て取れる。

## 5 社会政策研究に見る維持と変革—結びにかえて—

### 5・1 デモクラシー時代の山県有朋周辺

ここまで、皇室に関わる諸制度の構築に際して、日本・中国の先例典故を広く精確に踏まえるべきだと考える鷗外、



また、そうした先例典故を明らかにする学問・研究との連携を重視する鷗外を見て来た。『帝論考』『元号考』において、学者にして宮内省官人という鷗外晩年の二つのアイデンティティが合致を見ていることも指摘した。ただし以上を通じて、鷗外が学問から自律性を奪って国家に奉仕させようとした、あるいは過去の制度のひたすらな保存に固執した、と言いたいのではない。すでに見たように『元号考』にかける鷗外の熱意は、権威ある他の何者かに対する奉仕というより、それ自体を目的とする個人の執念を前面に押し出したものだった。晩年の鷗外が、過去あるいは既存の制度の単なる保守を志向する心性の持主でなかったことは、本稿冒頭でも触れた、社会政策をテーマとする一連の賀古鶴所あて書簡に明らかである。最後にこの書簡群を取り上げ、皇室と国家をめぐる鷗外晩年の思考を追いたい。

大正六年（一九一七）、ロシア革命とソヴェト政府の成立。翌大正七年、ドイツ革命とドイツ皇帝の退位、またオーストリア＝ハンガリー皇帝の退位。同年、国内における米価高騰と米騒動の広域波及。翌大正八年、普通選挙運動の興隆と政党内閣要求の声。こうした第一次大戦後の、君主制の衰退とデモクラシーの高揚、とくに労働者階級の勢力勃興という内外情勢を前に、日本の為政者も対処を迫られていた。皇室が資本家階級の代表と見なされることを危惧した原内閣と宮内省は、民衆に支持され得る皇室のあり方を模索し、たとえば皇室が保有する株券の開放を検討したり（鷗外も大正九年二月一七日の賀古鶴所宛書簡でこのことに言及している）、御料地の払い下げや売却を実施した。帝室博物館総長として鷗外が管理する上野公園・上野動物園、京都帝室博物館もその処分方法が検討され（大正九年二月一六日・二二日の賀古鶴所宛書簡で鷗外が言及している）、最終的には大正一三年二月、皇太子（後の昭和天皇）成婚記念として、東京市と京都市にそれぞれ下賜された。

皇室の帰趨はすなわち、皇室をシステムの中核部に組み込む形で構築されて来た近代日本の国家体制の帰趨でもあり、国家と皇室の前途を左右する不安定要因にいかに対応するか、老齢ながらも政官界に強い影響力を保持してい

た山県有朋も、当時この課題に傾注していた。『公爵山県有朋伝』<sup>(41)</sup>によると、「大正七年の交、公〔山県〕は学者、教育家、其他の、有識者と謀り、軍事、外交、経済、教育、並に社会問題を研究するの目的を以て、研究会を組織し、『談話会』と称した。」「談話会」の趣意書には、取り組むべき時代の最重要課題として、「階級制度廢れて社会其の中堅を失ひ、營業の自由行はれて、貧富の懸隔甚だしく」と、階級問題と貧富格差の拡大とが取り上げられていた。山県はまた、「我が国民が物価騰貴、生活困迫を告げ、社会問題と為らんとするを憂ひ」、「物価調節」策を研究し、その成果である意見書「通貨収縮策」を大正八年八月、原首相と大蔵大臣高橋是清に提出した。

山県有朋関係文書<sup>(42)</sup>によると、山県の腹心の一人の平田東助は、この「通貨収縮策」に対する意見を山県から求められて回答（大正八年八月一四日、山県有朋宛平田東助書簡）。さらに山県から「租税制」に関する意見を求められて回答書を送り、添付の書簡に、「我が国之税法は最早現時之經濟上之推運に適せざるのみならず、徒に煩鎖<sup>マヤ</sup>に流れ、民情に合せず、殊に其公平を欠く（中略）之か改正を促すは急務と被存候」（大正八年八月一九日、山県有朋宛平田東助書簡）としたためた。税制改革を通じた社会的「公平」性の実現が課題とされているのが目を引く。

学者や政官界人をブレインとして活用し、彼らの提言を吸収しながらの政策立案は山県の常套手法であるが、大正七～八年は殊にそれに力を入れていたことがうかがえる。そこでの意図は右のように、立法・行政を通じて既成制度の改革や社会問題の改善を実施すること、それにより階級闘争の激化やデモクラシー勢力の高揚を抑制し、現行の国家体制がロシア革命のような形で大規模に破壊されるのを防止すること、にあった。

山県周辺のこうした動きに注目したのは、以下に見る鷗外・賀古の協働にかかる社会政策案が、これと基本線を共有しているためである。この案が山県への提出を予定して準備されたことを示唆する。この案を「安伴君ニ持ッテ行クマデニハマダク／＼練ラネバナラヌコトト相考候」（大正九年一月五日、賀古鶴所宛書簡）と鷗外が記していることも証

左となる。「安伴」とは安広伴一郎の略。山県の義理の弟で長年の側近である。また、賀古鶴所自身も「山県公の下に（中略）かなり重要な動きをしてゐた」（賀古明）<sup>(43)</sup>、「山県公が賀古さんを信頼したことはえらいもので（中略）国事上の相談も受けたし、自分から献策もしてゐたと思ひます」（中川恭次郎）<sup>(44)</sup>という位置にあった。

## 5・2 鷗外の社会政策に見る国家と皇室

鷗外が「社会政策」ないし「社会問題」と呼ぶテーマに言及した賀古あて書簡は、大正八年二月二四日から大正九年四月二八日まで、全集の書簡番号一三四四、一三五二、一三五四、一三五五、一三五六、一三五七、一三五九、一三六一、一三六三、一三六四、一三六五、一三六六、一三七〇、一三七一、一三七九、である（以下、引用の際は書簡番号のみを記す）。これらを見る限り、鷗外の「社会政策」は形ある具体的な構想には至っておらず、また書簡と別に成案が作られたのかどうか、実際に山県に提出されたのかどうかも不明である。だが、これらの間から鷗外の思考の方向性をたどることができる。

一連の書簡の最初の一通において、鷗外は賀古に、自らが模索する新たな社会体制をこう説明している。

名ヲツクレバ「国体ニ順応シタル集産主義」(Collectivismusナリ即チ共產主義)トデモ謂フベキカ。又「国家社会主義」(国家ガ生産ノ調節ヲスルユエニ)ト云フモノニ近ケレド、世間ニ唱ヘ居ルハ同盟罷工ヤ群衆ノ示威運動ニテ成功セントスルモノユエ、全ク別ニ有之候。

右のごとく、「国体ニ順応シタル集産主義」の下には割注で、「Collectivismusナリ。即チ共產主義 Communismusノ反対ナリ」との解説が付されている。同様に「国家社会主義」には「国家ガ生産ノ調節ヲスルユエニ」という割注が付されている。

一連の書簡の最後の一通では、枢密顧問官の一木喜徳郎に「社会問題」に関する意見を訊いた際のやりとりがこう記されている。

小生云、政府ノ経済ハ、国庫ヲ富マスコトノミ考ヘズニ、富ノ分配ヲ謀ルコト必要ナルベシ。現制（立憲政体）ニテ其働キハ出来ヌモノカ。一木云、勿論出来ヌ筈ナシ。税法ハ固ヨリ、万事其考ニテヤレバ、可ナリ成功出来ルト思フ云々（書簡番号一三七九）

右の二通から言えることは、第一に、鷗外が自らの意図する社会体制を「共産主義」の対極に位置づけていること。その場合の「共産主義」とは、「同盟罷工」「示威運動」など「群衆」が主体となった政治運動の結果として、「現制」を破壊して樹てられる新たな別の体制と捉えられていること。つまり、現体制の転覆（革命）を推進する力であって、抑制すべき対象と位置づけられていることである。第二に、鷗外は、「現制」の「国家」が自らその主体となって、進んで「富の分配」や「生産の調節」を行うことで、結果として労働者階級や「共産主義」が求める社会に近い社会が実現されることをめざしている。いわば、現行国家が自らを社会主義的に改革すること、をめざしている。

右の第一と関係の深い抜粋を次に挙げる。一三五番書簡には、現在世界のどの国にも「第四階級ノ勃興ヲ抑止スル真ノ解決法」はないが、自分たちはその「真ノ解決ヲ求メザルベカラズ」とある。また一三七〇番書簡には、「新露国ヲ隣ニシテ労働者国ニナラズニ居ラレルコト勿論ト存候」とある。これらから、労働者階級（第四階級）とソヴェト政府の存在が強く意識されていること、それら勢力の「抑止」が課題となっていることがわかる。ところで、労働者が政治上ないし産業上の主体たり得るか、この点に関する鷗外の不審感は、「労働者ノ自治ナドト出来ヌコトヲ言フ。資本ト器械（工場）ヲ労働者ニマカセテラ直ニ工業ハ「ゼロ」ニナルドラウト思ヒマス」（書簡番号一三五二）に見て取ることができる。

右の第二の傍証となる書簡抜粋は次の通りである。まず、鷗外が「面白イデハナイカ」等と評価して賀古に紹介した他人の意見はどのようなものか。「五十年前ニ武士ガ自ラ武士階級ヲ棄テタヤウニ、資本家ハ自ラ資本家階級ヲ棄テルガヨイ」（書簡番号一三五〇）と述べた与謝野晶子の意見と、自分と同じ宮内官の山口銳之助（諸陵頭）が語ったという、企業株に関する新たな法律を設けて労働者に株を保有させ、「段々ニ労働者ヲ資本家仲間ニ入レテ行ク。旧資本家ハ段々衰ヘテ死ニ絶エサセル。貴族ハ段々特権ヲ取り上ゲル。ソシテ帝室ダケヲ保存スル。人民ガ直接ニ皇室ノ藩屏ニナル」（書簡番号一三五六）という意見である。これらから、鷗外が階級の無効化、平準化に関心を持っていたことがうかがえる。

次に、ドイツにおける社会主義運動に言及した一三五九番書簡では、ビスマルク政権が「労働者保険」などの社会政策を「盛ンニ行」った結果、「Social-Demokraten（社会民主主義者）」の主要人物であるリーブクネヒトが、「政府ノ処置ヲ「コレモ社会主義ヘノ進歩ノ一段階」ト讓歩スルニ至ツタ」と述べている。現行体制の中で社会主義的政策を積極的に実施することの効果を述べたものと理解できる。同様の関心は一三六四番書簡にも見て取れる。ここで鷗外は、『史記』の中に社会政策の先例として漢の武帝の「平準」を見出し、「平準とは国家専売 Staatsmonopol である。塩と鉄とを政府で経営（官営）するのだ」と興味を持って記している。

前出の山口銳之助の意見に対し、「帝室保存ノ社会策ニハ賛成ダ」（書簡番号一三五六）と答えたところのように、鷗外の「社会政策」案は皇室の保存を前提としていたと見ることができるとは信じていなかったようだ。<sup>(45)</sup> うに比しても特殊なことではない。とは言え鷗外は、皇室を永久に保存し得るとは信じていなかったようだ。

フランス革命ニテ君主専制ガ敗レ、立憲君主制ガ出来タルニ、此大戦ニテソレガ又危クナリ居候。勢ヲ以テ論ズレバ、前途ハ政權ガ人民ニ遷リ、民政トカ共和制トカニナリハセヌカト察セラレ候。此時ニ当リテ我帝室ヲ奈

何スベキカ。世界ノ大勢ニ反抗シテ、一日君主專制ヨリ中途半端ノ立憲君主制マデ讓歩シタル現制ヲ、飽クマデ維持スルコトガ出来ベキカ。ソナナ事ノ出来タ例ハ、万国ノ歴史ニナイデハナイカ。

(大正七年二月二〇日、賀古鶴所宛書簡)

この中で鷗外は、世界史の「大勢」に逆らうことは不可能との認識を示し、デモクラシーの制覇を予見する内容を(歓迎する口吻ではないが)記している。

皇室の保存は既成体制の維持だが、これを以て直ちに鷗外に保守と革新の二分法を当てはめ、「保守」と位置づけるのは的を逸する感がある。共產主義や労働者階級についての鷗外の理解は今日から見るとお粗末だが、それを以て直ちに彼を「反動」と呼ぶのも重要なことを掴み損ねる感がある。それは鷗外の見ているものが、富の適切な分配、階級の平準化といった、社会的公平性の実現だからであろう。その実現には既成体制のラディカルな変革——作り替えを要する。

鷗外の目に映っていた天皇制は、昭和期の軍国ファシズムとマルキシズムを通過して来た私たちが戦前の天皇制に対して描く像と、大きく異なっているのではないか。鷗外にとって、とりわけ帝室制度審議会という場に立ち会い、〈作られる〉〈作り替え可能な〉制度としての皇室制度を目撃していた鷗外にとって、天皇・皇室、そしてそれらを組み込んだ国家体制は、可塑性ある働きかけの対象と見えていたのではないだろうか。

## 注

- (1) 山崎一穎「帝室博物館総長兼図書頭時代の森林太郎・鷗外」『森鷗外論攷』おうふう、二〇〇六年
- (2) 須田喜代次「帝室博物館総長兼図書頭時代の鷗外森林太郎」『鷗外森林太郎と帝室博物館・図書寮』(位相 鷗外森林太

郎』双文社出版、二〇一〇年)

(3) 以下、本稿2、3にかけての、皇室制度審議会、法案の審議過程、法案をめぐる事件についての記述は、特に断りのない限り次の参考文献による。中でも高久・西川両氏の論に多くを負った。

- ・高久嶺之介「近代日本の皇室制度」(鈴木正幸編『近代日本の軌跡 近代の天皇』吉川弘文館、一九九三年)
- ・高久嶺之介「大正期皇室法令をめぐる紛争」(上)(下)『社会科学』三二二号・三四号、一九八三年二月・一九八四年三月)
- ・西川誠「大正後期皇室制度整備と宮内省」(『年報・近代日本研究』二〇号、一九九八年十一月)
- ・『伯爵伊東巳代治 下』(晨亭会著・発行、一九三八年)
- ・鈴木正幸『皇室制度―明治から戦後まで―』(岩波書店、一九九三年)
- ・小田部雄次『皇族―天皇家の近現代史―』(中央公論新社、二〇〇九年)
- (4) 「官報」一六三四号(大正七年一月一六日)に「一月十五日」付けで森林太郎に「皇室制度審議会御用掛被仰付」とある。
- (5) 「宮内省省報」八三号(大正六年八月)
- (6) 「宮内省省報」八八号(大正七年一月)に山口銳之助に関し「免本官専任諸陵頭」(大正六年二月二五付)とある。なお、山崎前掲論文(注1)は、鷗外の帝室博物館総長兼図書頭任命の背景に宮内省の不祥事があったことを指摘している。
- (7) 高久「近代日本の皇室制度」(注3)
- (8) 前皇帝純宗は王、その父で先代の高宗は太王、純宗の弟の李垠は王世子、李熹(高宗の兄弟)・李垠(純宗の兄弟)は公と称されることになった。
- (9) したがって、王公族を厚遇する意図があったにせよ、李王家側にとっては皇民化と同様の同化政策だったと言える。
- (10) その間の経緯は原敬、伊東巳代治の日記に詳しい。『原敬日記 第五卷』(原奎一郎編、福村出版、一九八一年)、『翠雨荘日記』(小林龍夫編、原書房、一九六六年)。
- (11) 『宮内省の編纂事業』(宮内庁書陵部編集・発行、二〇〇七年) 一〇頁
- (12) 伏見宮恭子女王が大正七年五月二九日、浅野長武へ降嫁したことをさす(『宮内省省報』九三号、大正七年六月)。
- (13) 久邇宮多嘉王の子、賀彦王、瑠子女王が大正七年六月一八日と二七日にあいっいで急病で夭折したことをさす(『宮内省省報』九四・九五号、大正七年七・八月)。

- (14) 鷗外就任当時の図書寮の職掌は次の宮内省官制(明治四〇年一〇月公布、四一年一月施行)抜粋の通り。「第三十八条 図書寮ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル／一 皇統譜ニ関スル事項／二 皇室典範ノ正本尚蔵ニ関スル事項／三 詔書勅書及皇室令ノ正本尚蔵ニ関スル事項／四 世伝御料台帳ニ関スル事項／五 天皇及皇族実録ノ編修ニ関スル事項／六 図書ノ保管出納ニ関スル事項／七 公文書類ノ編纂及保管ニ関スル事項」。右傍線部は明治四三年八月に改正され、「五 天皇、皇族、王族及公族実録ノ編修ニ関スル事項」となった(『明治年間 法令全書 第四〇巻―2』原書房、一九八九年)。なお、大正一〇年一〇月公布の新宮内省官制に基づく職掌は山崎前掲論文(注1)二四六頁参照。
- (15) 鷗外『うた日記』(春陽堂、一九〇七年)所収の「幕僚に おはする王の みいでぬと 手折りてたばす のいばらの花」(明治三十八年六月十二日於古城堡)その他の戦地詠に登場する「王」は守正王のことである。
- (16) 「宮内省省報」一〇一号(大正八年二月)には「方子女王殿下、王世子李垠殿下ト御結婚相成ルヘキニ付、一月十日午前十時 賢所 皇靈殿 神殿ニ於テ御祭典ヲ行ハセラレ、方子女王殿下御拝礼訖テ、御参列ノ(久邇宮) 邦彦王殿下御拝礼、次ニ参列ノ宮内勅任官及夫人 宮内奏任官総代、梨本宮附宮務監督及宮内事務官等三十人拝礼セリ」とある。
- (17) 李王垠伝記刊行会『英親王李垠伝』(共栄書房、一九七八年)一八一頁
- (18) 『平沼騏一郎回顧録』(平沼騏一郎回顧録編纂委員会編纂・発行、一九五五年)「第十四回」
- (19) 高久「大正期皇室法令をめぐる紛争」(上)(注3)
- (20) 伏見宮、桂宮、有栖川宮、閑院宮、山階宮、華頂宮、北白川宮、梨本宮、久邇宮、小松宮、賀陽宮、東伏見宮、竹田宮、朝香宮、東久邇宮。
- (21) 小田部前掲書(注3)九九頁
- (22) その他の皇室令について補足する。
- ・ 皇族遺言令(⑤)——当初「皇室遺言令」だったが、審議の過程で天皇が遺言にあたる「遺命」を残せるかどうかが議論の的となり、「天皇・皇室と国家は不可分、故に自由意思による決定の余地は狭小」(西川前掲論文・注3)とする主張により、皇族の遺言についてのみ定める法令となった。
- ・ 皇族就学令(▲)——皇族子女の教育機関(学習院等)での就学について定める。
- ・ 皇族後見令(▲)——未成年者皇族、禁治産者皇族等の後見人について定める。



- ・皇室陵墓令(▲)——天皇・皇族の墓所の形状や面積、記録のとり方などを定める。
- (23) 『大正年間 法令全書 第一五巻—2』(原書房、一九九六年)による。以下、皇室令の引用はすべてこれに同じ。
- (24) 『平沼騏一郎回顧録』(注18)「第十三回」
- (25) 「六国史」について補足する。大正七年二月二二日、森図書館(鷗外)は宮内大臣に六国史校訂事業の開始を申し上した。明治四五〜大正三年の第一次校訂事業に続く、第二次事業である。大正八年一月二七日、鷗外を委員長とする六国史校訂準備委員会が設置された。同委員会は委員長鷗外の意見に基づき、大正八年一月三〇日以降、校合の底本を従来の流布版本(寛文刊本)から古写本に変更。校訂作業の成果を『校訂六国史考異』八八冊、『校訂六国史考文』三五冊にまとめた。だが、その次段階に計画されていた六国史定本の作成には、鷗外の死もあり、至らなかった。以上、『宮内省の編纂事業』(注11)、とくに一八頁写真版資料による。
- (26) 注14、注25、注31参照。
- (27) 杉は大正一一年二月二日に図書館となり、大正一三年三月八日、臨時御歴代史実考査委員会に任命されると同時に帝室制度審議会御用掛にも任命された(『官報』三一〇〇号・三四六一号、大正一一年二月三日・一三年三月一〇日)。
- (28) 『伯爵伊東巳代治 下』(注3)六一頁。以下の引用もこれによる。ただし行論の便宜上私に記号を付した。
- (29) 平沼騏一郎関係文書(国立国会図書館憲政資料室蔵)資料番号五七九一五。以下の引用もこれによる。ただし行論の便宜上私に記号を付した。
- (30) 拙稿「森鷗外と国定修身教科書編纂——「教科用図書調査委員会」をめぐって——」(『聖心女子大学論叢』一一三集、二〇〇九年八月)で論じた。
- (31) 神武から孝明までの歴代天皇および北朝五代の天皇、彼らの后妃・後宮、皇親・皇親妃、計三〇五〇名の事蹟の記録。森図書館(鷗外)は大正八年三月に『天皇皇族実録』の編修計画を作成。同年末に宮内大臣の決裁を受け、翌九年から正式に作業が開始された。鷗外の計画では、記述様式は紀事本末体で、八年間で完成の予定だった。しかし困難多く、鷗外死後の大正一四年に様式を編年体に変更。昭和一一年一月に本文二八五冊を脱稿した。なお、この編修事業の開始に際して鷗外が発した訓示が、全集所収の「図書館訓示」である。その中に、現在進行中の編修計画を一新するとあるのは、大正八年まで図書館編修課が従事していた『明治以降皇族実録』の編修をさす。以上『宮内省の編纂事業』(注11)による。

- (32) 大正一〇年宮内省図書寮刊『帝諡考』では、神功、崇道尽敬、長慶、および北朝五天皇の諡号は見出しが一字下げ。弘文、忍海飯豊青尊は一字下げになっていない。
- (33) 森潤三郎『鷗外森林太郎』（丸井書店、一九四二年）二六六頁。以下の引用も同じ。
- (34) 小堀桂一郎「昭憲皇后諡号問題」（『森鷗外 批評と研究』岩波書店、一九九八年）。以下本節中に小堀とあるものはすべて同じ。なお小堀は「某高官」の正体を未詳としているが榊原昇造が正しい。
- (35) 栗原広太『明治の御宇』（重慶呉、一九四一年）「六」による。栗原（宮内省官僚）は榊原の人となりや次のように伝えている。中国・近畿地方を走る汽車の中で現役少将時代の榊原と乗り合わせたところ、榊原は汽車が沿線の「御陵」に近づくたびに起立し、陵墓の方向に向かって「いとも敬虔な態度で最敬礼」することを繰返した。陸軍省の「某武官の談」によると、榊原は「国学を修めて敬神の念に厚く、聯隊長であった頃には、兵營の一隅に小祠を設け、自ら衣冠をつけて祭典を行ふなど、あまり熱心すぎた為に、同僚からは狂気の沙汰だと嘲笑され、今も陸軍部内では、変り者と評判されてゐる」とのことだった。また、昭憲皇太后称号問題の際の榊原の「奔走尽力」は「実に熱烈を極めたものであった」。
- (36) 詳細は不明。健筆家の伊東巳代治はこの間の事情を日記に記していたはずだが、戦災で消失した。（注10の『翠雨荘日記』は焼亡を免れた大正七年後半分である。）
- (37) (38) ともに『古事類苑』の「歳事部四・年号下」（吉川弘文館、一九六九年、初版・神宮司庁、一九〇八年）に抄録されている。
- (39) 謝肇淪、岩城秀夫訳注『五雜俎8』（平凡社、一九九八年）一四四頁
- (40) 原首相が当時の日記（注10）に山県との政事向きの内談を多く記していることから、山県の地位が知られる。山県の権力が明白に失墜するのは、宮中某重大事件で敗れ、枢密院議長の辞職と官職・栄典の辞退を天皇に申し出、謹慎した大正一〇年二月である。
- (41) 徳富蘇峰『公爵山県有朋伝 下』（原書房、一九六九年）一一九〇～一一二〇六頁
- (42) 尚友俱樂部山縣有朋関係文書編纂委員会編『山縣有朋関係文書3』（山川出版社、二〇〇八年）
- (43) 賀古明「常盤会と賀古鶴所」（『心の花』四二巻一〇号、一九三八年一〇月）
- (44) 中川恭次郎「賀古鶴所と鷗外の交遊」（『伝記』三巻七号、一九三六年七月）

(45) 鈴木『皇室制度』(注3)は、同時期のデモクラシー運動を論じて、「吉野〔作造〕も美濃部〔達吉〕も、そして護憲運動家も労働者も、デモクラシーと国体すなわち天皇が統治する国柄とは何ら矛盾するものではない、と主張していた。彼らが打破すべきものと考えたのは、軍閥・官僚閥の「閥族政治」であり、特権身分である華族の「貴族政治」であって、天皇制そのものではなかった」(一四〇頁)としている。